明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

○平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令（四六）　二

○平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四七）　二

〔省令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二二）　三

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務九六）　四

○千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約への締約国の追加に関する件（外務九七）　四

○二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書への締約国の追加に関する件（同九八）　五

○ハイチ共和国における廃棄物管理強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同九九）　五

○パキスタン・イスラム共和国における国立保健研究所ポリオ検査室改善計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同一〇〇）　五

○保安林の指定をする件（農林水産五〇九～五二四）　五

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（同五二五）　六

○道路に関する件（東北地方整備局五三、五四）　七

○道路に関する件（北陸地方整備局二七）　八

○都市計画に関する件（中部地方整備局二七～二九）　八

○都市計画に関する件（近畿地方整備局四七～四九）　九

○道路に関する件（四国地方整備局二五、二六）　九

○道路に関する件（九州地方整備局三九）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　警察庁　九

〔皇室事項〕　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
財団関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　三〇

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令（政令第四六号）（内閣府本府）

1　平成二九年六月七日から七月二七日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に広島県山県郡北広島町等の区域を追加することとした。

2　平成二九年九月一五日から同月一九日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に北海道島牧郡島牧村等の区域を追加することとした。

3　平成二九年一〇月二一日から同月二三日までの間の暴風雨による激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を追加して指定等することとした。

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四七号）（内閣府本府）

1　平成二九年等に発生した地滑り、豪雨、風浪等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。